

広島県告示第千三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年一月四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道原谷神石線	神石郡神石高原町福永字中屋二四五二番一地从ら 神石郡神石高原町福永字中屋七四八五番地先まで	令和五年二月一八日